

第49号議案

長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部改正について

長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成7年長岡京市条例第16号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の改正に伴い、自転車等の定義を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成7年長岡京市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号イ又はロに規定する原動機付自転車、<u>同項第11号の2に規定する自転車及び同項第11号の3に規定する移動用小型車をいう。</u></p> <p>(2)～(5) 【略】</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車<u>及び同項第11号の2に規定する自転車</u>をいう。</p> <p>(2)～(5) 【略】</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。